

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 2 月 3 日 (金) 第3285号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い)	1
○保安林の指定予定 (3件)	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定の解除 (2件)	(森づくり推進課取扱い)	3
○保安林の指定の解除予定	(森づくり推進課取扱い)	4
○救急病院等の認定 (2件)	(地域医療整備課取扱い)	4
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(介護福祉課取扱い)	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(介護福祉課取扱い)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課取扱い)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新	(障害福祉課取扱い)	5
○養殖共済に係る一定の水域の設定	(水産振興課取扱い)	5
○道路の区域の変更 (5件)	(道路維持課取扱い)	6
○道路の供用の開始 (3件)	(道路維持課取扱い)	7
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(鹿児島地域振興局取扱い)	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(北薩地域振興局取扱い)	9
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(大隅地域振興局取扱い)	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(大隅地域振興局取扱い)	9

公 告

○口永良部地区特定漁港漁場整備事業計画の公表	(漁港漁場課取扱い)	9
○落札者等の公告 (8件)	(管財課取扱い)	10

告 示

鹿児島県告示第90号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
大島郡龍郷町龍郷字坂元1360番1, 1360番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第91号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

日置市吹上町和田字上床3610番，3611番，3613番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第92号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

日置市吹上町和田字垣堀4429番，字穴解4526番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第93号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する予定である。

平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

日置市吹上町和田字樟脳屋8344番，字梶井前8382番，字大丸8760番2，字藤ヶ迫8816番1，字唐島8857番，8858番1，字猿田8860番9，8861番10，8861番11，8863番1（次の図に示す部分に限る。），8864番，8866番2，字稲ヶ尾8870番1，字平生大谷迫8919番，8920番，8920番2，字兜石9073番，字鼓石9080番8，9080番10

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第94号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除に係る保安林の所在場所

始良市平松字村前7675番1から7675番3まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第95号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除に係る保安林の所在場所

始良市平松字村前7675番1から7675番3まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第96号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 解除予定保安林の所在場所
大島郡和泊町大字畦布字名波武多1294番 1（次の図に示す部分に限る。）、1294番 2
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第97号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
昭南病院	曾於市大隅町下窪町1番地

- 認定の有効期限
平成32年 1 月 23 日

鹿児島県告示第98号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
枕崎市立病院	枕崎市日之出町230番地
小原病院	枕崎市折口町109番地
久木田整形外科病院	枕崎市港町113番地
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968番地 4
菊野病院	南九州市川辺町平山3815番地

- 認定の有効期限
平成32年 1 月 31 日

鹿児島県告示第99号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスつる	薩摩郡さつま町鶴田字下原2686	医療法人明芳会	薩摩川内市祁答院町藺牟田2103	高江 政伸	平成29年 2 月 1 日	通所介護

番地		番地 6			
----	--	------	--	--	--

鹿児島県告示第100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービステラス	霧島市国分新町二丁目15番7号	株式会社てらす	霧島市国分新町二丁目15番7号	中島 竜作	平成29年1月13日	介護予防通所介護
デイサービスつる	薩摩郡さつま町鶴田字下原2686番地	医療法人明芳会	薩摩川内市祁答院町蘭牟田2103番地6	高江 政伸	平成29年2月1日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ふれあいの里薬局	伊佐市大口里3040-1	平成29年2月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第102号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
国分くすのき薬局	霧島市国分福島1-5-17	平成29年2月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第103号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、同法第114条第3号に掲げる養殖業の養殖共済に係る一定の水域（以下「加入区」という。）を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成29年2月3日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成25年9月1日鹿児島県告示第934号（養殖共済に係る一定の水域の設定）の27の表南さつま市丸木崎加入区の項、28の表南さつま市丸木崎加入区の項及び29の表南さつま市丸木崎加入区の項並びに平成27年4月3日鹿児島県告示第337号（養殖共済に係る一定の水域の設定）の3の表南さつま市丸木崎加入区の項を削る。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 小割り式2年魚くろまぐろ養殖業

加入区 名称	水 域
--------	-----

南さつま市丸木崎第1加入区	鹿特区魚第54号漁業権の漁場の区域
南さつま市丸木崎第2加入区	鹿特区魚第108号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町泊峰ヶ崎加入区	鹿特区魚第109号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第110号漁業権の漁場の区域

2 小割り式3年魚くろまぐろ養殖業

加入区の名称	水 域
南さつま市丸木崎第1加入区	鹿特区魚第54号漁業権の漁場の区域
南さつま市丸木崎第2加入区	鹿特区魚第108号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町泊峰ヶ崎加入区	鹿特区魚第109号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第110号漁業権の漁場の区域

3 小割り式4年魚くろまぐろ養殖業

加入区の名称	水 域
南さつま市丸木崎第1加入区	鹿特区魚第54号漁業権の漁場の区域
南さつま市丸木崎第2加入区	鹿特区魚第108号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町泊峰ヶ崎加入区	鹿特区魚第109号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第110号漁業権の漁場の区域

4 小割り式5年魚くろまぐろ養殖業

加入区の名称	水 域
南さつま市丸木崎第1加入区	鹿特区魚第54号漁業権の漁場の区域
南さつま市丸木崎第2加入区	鹿特区魚第108号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町泊峰ヶ崎加入区	鹿特区魚第109号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第110号漁業権の漁場の区域

鹿児島県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年2月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	
				敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	篠川下福線	大島郡瀬戸内町大字篠川字深山209番1地先内	前後	7.6～26.4	81.3
				10.2～25.8	81.3

鹿児島県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年2月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	
				敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	国頭知名線	大島郡和泊町大字国頭字平安潤2758番1地先から同町大字喜美留字名原1292番1地先まで	前後	5.4～8.5	147.1
				10.8～13.4	146.8

鹿児島県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年2月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	鹿屋市輝北町上百引字早馬段3841番9地先から同市輝北町上百引字上立元3932番2地先まで	前	7.6～21.7	669.0
			前	4.0～26.8	644.6
			後	18.5～26.8	644.6

鹿児島県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年2月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	504号	鹿屋市輝北町上百引字中立元3889番1地先から3891番1地先まで	平成29年2月3日

鹿児島県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年2月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水大崎線	垂水市二川字桑原2599番1地先内	前	7.7～22.2	166.0
			後	16.4～74.0	146.0

鹿児島県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年2月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	垂水大崎線	垂水市二川字桑原2599番1地先内	平成29年 2月3日

鹿児島県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年2月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水大崎線	垂水市二川字桑原2599番1地先内	前	8.3~26.3	346.1
			後	23.6~121.3	172.0

鹿児島県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年2月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	垂水大崎線	垂水市二川字桑原2599番1地先内	平成29年 2月3日

鹿児島地域振興局告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年2月3日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
療育支援事業所 えがおⅢ	鹿児島市桜ヶ丘 五丁目18番13	特定非営利活動 法人障害児フォー ラムかごしま	鹿児島市小原町 1番24号	和田 朋子	平成29年 1月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
放課後等デイス ービスいっぽ	鹿児島市坂之上 七丁目42番17号	合同会社いっぽ	鹿児島市平川町 427番地	大園 直輝	平成29年 1月23日	放課後等 デイス ービス

北薩地域振興局告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年 2 月 3 日

北薩地域振興局長 中堂 蘭 哲 郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定就労継続支援B型事業所すたーと	薩摩川内市白浜町748番地1	社会福祉法人麦の芽福祉会	鹿児島市川上町680番地3	内田 芳夫	平成29年1月1日	就労継続支援B型

大隅地域振興局告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年 2 月 3 日

大隅地域振興局長 酒 匂 司

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こども発達支援事業所ひこうせん	垂水市本城4090番地1	株式会社チェンジ	垂水市本城4090番地1	堂脇 浩幸	平成28年12月16日	児童発達支援・放課後等デイサービス
こども発達相談センターみんなのおうち	肝属郡肝付町前田1251番1	特定非営利活動法人にじ	鹿屋市寿四丁目4番57号	有嶋 律子	平成29年1月1日	児童発達支援

大隅地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年 2 月 3 日

大隅地域振興局長 酒 匂 司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
太陽の城	鹿屋市野里町3034-1	株式会社ケイン	鹿屋市西原四丁目12番15号	郷原 建樹	平成29年1月1日	生活介護

公 告

口永良部地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、口永良部地区特定漁港漁場整備事業計画（平成25年4月5日鹿児島県公報第2895号をもって公表）を別冊のとおり変更した。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園 訓

（「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その1 (12施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 3,484,746キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年 1 月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ナンワエナジー
鹿児島市東開町3番地166
- 5 落札金額
予想使用電力料金 58,815,054円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年12月2日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その2 (11施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 3,884,348キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年 1 月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社F-Power
東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 63,037,772円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年12月2日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その3 (12施設) で使用する電気

- 年間予想使用電力量 2,920,833キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
ネクストパワーやまと株式会社
鹿児島市西別府町2995番地10
- 5 落札金額
予想使用電力料金 47,614,970円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年12月2日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その4(15施設)で使用する電気
年間予想使用電力量 2,635,266キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ナンワエナジー
鹿児島市東開町3番地166
- 5 落札金額
予想使用電力料金 47,644,187円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年12月2日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その5(15施設)で使用する電気
年間予想使用電力量 3,897,050キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年1月13日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ナンワエナジー
鹿児島市東開町 3 番地166
- 5 落札金額
予想使用電力料金 67,976,658円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年12月 2 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その 6 (15施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 4,135,469キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成29年 1 月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ナンワエナジー
鹿児島市東開町 3 番地166
- 5 落札金額
予想使用電力料金 71,202,493円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年12月 2 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年 2 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その 7 (18施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 7,006,522キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成29年 1 月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ナンワエナジー
鹿児島市東開町 3 番地166
- 5 落札金額
予想使用電力料金 117,356,974円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年12月2日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年2月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その8（8施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 2,135,202キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社F-Power
東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 35,537,163円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年12月2日